

# 3

令和5年第5回  
多治見市議会定例会  
議案説明資料

令和5年11月17日



## 目次

報第29号	専決処分の報告について	1
報第30号	専決処分の報告について	1
報第31号	専決処分の報告について	1
報第32号	専決処分の報告について	1
報第33号	専決処分の報告について	1
報第34号	財政向上目標の報告について	4
報第35号	財政向上指針の報告について	4
報第36号	財政健全基準の報告について	4
議第97号	多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例を制定する について	4
議第98号	母親クラブの名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する について	6
議第99号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するに ついて	6
議第100号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部を改正するについて	7
議第101号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例の一部を改正するについて	8
議第102号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する について	8
議第103号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	9
議第104号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	11
議第105号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	11
議第106号	多治見市都市公園条例の一部を改正するについて	12
議第107号	多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部を改正するについて	13
議第108号	多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて	14
議第109号	令和5年度多治見市一般会計補正予算(第5号)	
議第110号	令和5年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	
議第111号	令和5年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	
議第112号	令和5年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
議第113号	令和5年度多治見市水道事業会計補正予算(第1号)	
議第114号	令和5年度多治見市下水道事業会計補正予算(第2号)	
1	令和5年度会計別補正予算表	16

2	令和5年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容	17
3	令和5年度一般会計税等内訳一覧表	29
4	令和5年度一般会計予算（補正第5号）の主要内容（継続費・繰越明許費・債務負担行為）	30
5	特別会計の主な事業内容	34
6	企業会計の主な事業内容	35
7	新型コロナウイルス感染症対応及び物価高騰対応に係る予算措置の状況	36
8	財政判断指数の見込み	37
議第115号	工事請負契約の締結について	38
議第116号	工事請負契約の変更について	38
議第117号	工事請負契約の変更について	39
議第118号	第8次多治見市総合計画基本構想及び基本計画を定めるについて	39
議第119号	指定管理者の指定について	40
議第120号	指定管理者の指定について	40
議第121号	指定管理者の指定について	41

## 報第29号 専決処分の報告について

令和5年7月28日午前8時45分頃、市内富士見町1丁目地内において、市道415100線を北西方向に走行中の普通自動車、道路上に生じた穴にはまり、同車両左側前輪のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和5年9月21日、30,035円と定めた。

〔過失割合：市側40%、相手側60%〕

## 報第30号 専決処分の報告について

平成30年2月、著作権者の許諾を得ることなく、市立南姫中学校の学校報にイラストを掲載し、令和5年7月までの間、当該学校報をインターネット上で公開し、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和5年9月22日、220,000円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

## 報第31号 専決処分の報告について

令和5年7月19日午後3時30分頃、市内幸町4丁目地内において、市道521607線から後進して駐車場へ普通自動車が進入していた際、同車両右前輪がグレーチングを踏み、反対側が跳ね上がり、同車両の右フロントサスペンション及びオイルパンを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和5年10月18日、85,160円と定めた。

〔過失割合：市側48%、相手側52%〕

## 報第32号 専決処分の報告について

令和5年10月11日午前11時頃、市立滝呂小学校運動場の北東に接する植栽した部分において、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、当該植栽部分の北にある職員駐車場に駐車中の普通自動車に当て、同車両右前側のフィックスウインドウガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和5年10月30日、28,380円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

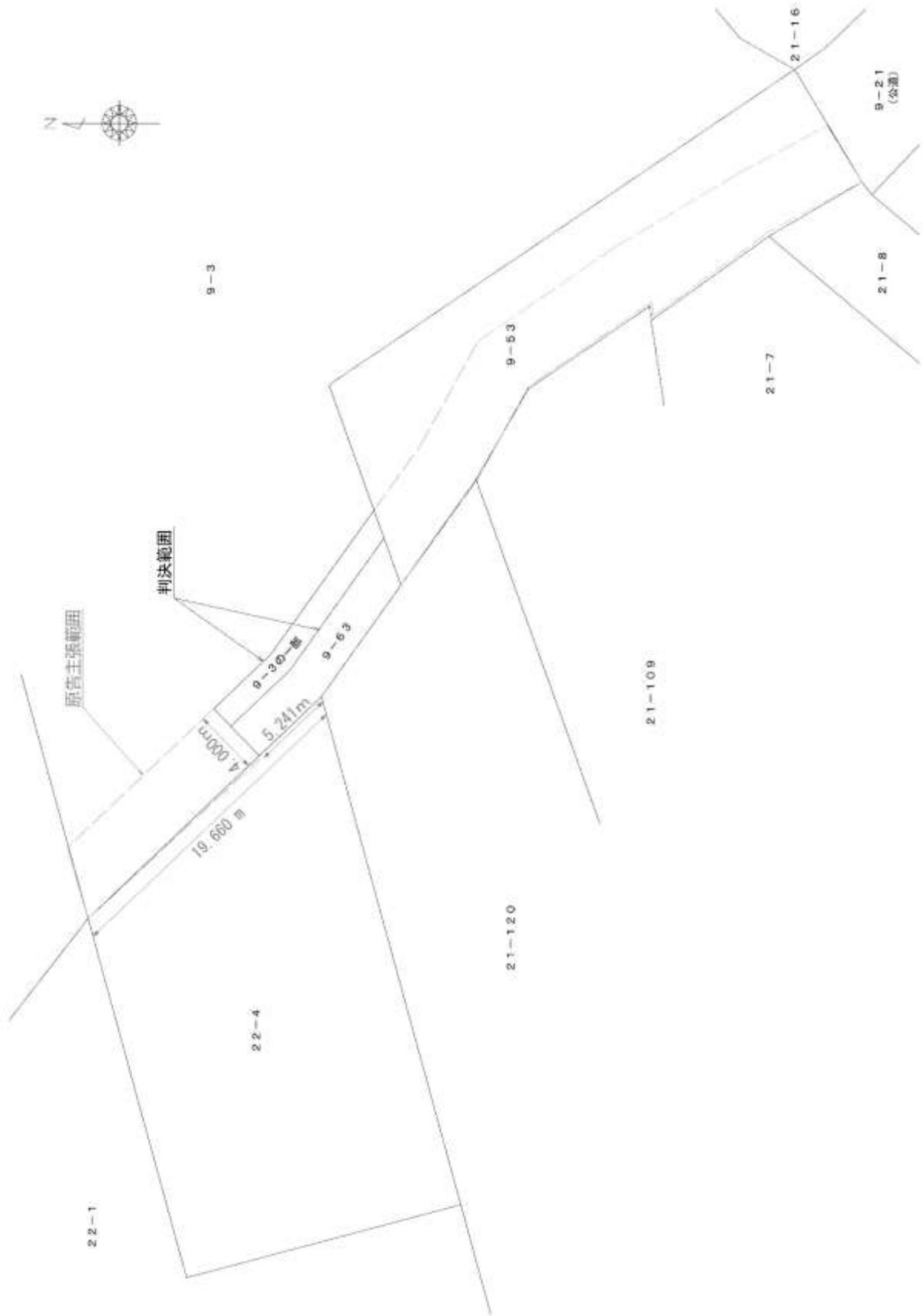
## 報第33号 専決処分の報告について

- 1 概要 令和5年8月21日に判決言渡のあった次の事件について、判決に不服であるため、名古屋高等裁判所に控訴を提起した(令和5年9月4日専決処分)。
- 2 第1審判決の要旨
  - (1) 事件名 令和2年(ワ)第45号 圍繞地通行権確認請求事件
  - (2) 東町一丁目9番3の土地(\*\*\*\*\*所有地)の一部及び9番63の土地(多治見市所有地)について、原告(稲垣鋳業株式会社)所有地と9番63の土地の境界を間口とし、幅員4メートルの圍繞地通行権を認める。

(3) 訴訟費用は、3者で按分する。

(4) 原告のその余の請求は、棄却する。

- 3 当事者 控訴人(第1審被告) 多治見市  
代表者 多治見市長 高木 貴行  
被控訴人(第1審原告) 多治見市栄町3丁目10番地  
稲垣鋳業株式会社  
代表者 代表取締役 稲垣 賢一
- 4 訴訟物の価額 一金 69,286円



### 報第34号 財政向上目標の報告について

多治見市健全な財政に関する条例第21条第1項及び第2項の規定により、財政向上目標を次のとおり定めたので、これを議会に報告する。

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)
財政向上目標	7.0	74.0	15.0	90.0

### 報第35号 財政向上指針の報告について

多治見市健全な財政に関する条例第22条の規定により、財政向上指針を次のとおり策定したので、これを議会に報告する。

#### 1 目標年度

本指針の目標年度を令和6年度から令和9年度までとします。

#### 2 財政向上目標の達成のための基本方針

- (1) 総合計画に基づく事業の実施と行政改革の推進
- (2) 計画的かつ有効的な予算編成、予算執行
- (3) 公共施設等の統合・複合化、転用、廃止等計画的な施設管理

#### 3 目標年度までの各年度の財政判断指数の見込み

財政判断指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
償還可能年数(年)	5.7	5.8	6.1	6.0
経費硬直率(%)	73.8	73.7	74.9	74.4
財政調整基金充足率(%)	20.5	15.9	11.2	8.3
経常収支比率(%)	89.9	89.8	90.6	90.5
実態収支(百万円)	△1,040	△950	△980	△640

#### 4 財政向上目標の達成に必要な事項

- (1) 収入の増加及び支出の抑制
- (2) 市債残高の上限
- (3) 基金の適正な管理

### 報第36号 財政健全基準の報告について

多治見市健全な財政に関する条例第25条第1項の規定により、財政健全基準を次のとおり定めたので、これを議会に報告する。

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)
財政健全基準	10.0	77.0	7.5	93.0

### 議第97号 多治見市養正交流センターの設置及び管理に関する条例を制定するについて

#### 1 制定趣旨

養正公民館と坂上児童館を統合し、複合施設として多治見市養正交流センターを設置するため、設置及び管理に関する条例を制定する。

## 2 主な内容

(1) 児童の健康の増進及び情操の養育並びに文化・生涯学習の振興並びに市民の連帯意識の醸成を図るため、多治見市養正交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。（第1条関係）。

(2) 名称及び位置（第2条関係）

ア 名称 多治見市養正交流センター

イ 位置 多治見市陶元町135番地の3

(3) 施設（第3条関係）

ア 多治見市養正児童館（児童福祉法 第35条第3項、児童福祉施設）

イ 多治見市養正公民館（社会教育法 第42条第1項、公民館類似施設）

(4) 実施する事業（第4条関係）

《児童館》

ア 運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導に関すること。

イ 健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導に関すること。

ウ 児童の健全育成のための地域組織活動の支援に関すること。

エ その他児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために必要な事業

《公民館》

ア 講座、講習会、講演会、展示会等の開催に関すること。

イ 図書、記録、資料等の収集及び提供に関すること。

ウ 文化・生涯学習の活動支援に関すること。

エ 会議、展示会及び市民活動のための施設提供に関すること。

オ その他文化・生涯学習の振興のために必要な事業

(5) 施設の管理運営 指定管理者制度による（第5条から第7条まで関係）。

(6) 開館時間等 開館時間及び休館日は、規則で定める（第8条関係）。

《参考》

ア 開館時間 児童館（午前10時から午後6時まで）

公民館（午前9時から午後9時30分まで）

イ 休館日 児童館（月曜日（ただし、第3日曜日の翌日に当たる場合は除く。）、第3日曜日、祝日法に定める休日（その日が月曜日に当たる場合は、その翌日）、年末年始）

公民館（年末年始）

(7) 使用の制限（第10条関係）

ア 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

イ 宗教活動又は専ら営利を目的とした事業に使用しようとするとき。

ウ 交流センターの施設を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

エ その他交流センターの管理上支障があるとき。

(8) 使用料 使用料の納入、還付及び減免を規定（第13条から第15条まで関係）

(9) 目的外使用 目的外使用に係る読替え等を規定（第17条関係）

(10) 委任 施行規則への委任を規定（第20条関係）

3 施行日 令和7年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

第9次行政改革大綱及び公共施設適正配置計画に基づき、養正公民館と坂上児童館との機能統合等を行い、市民の利便性の向上及び多世代交流の促進に資する複合施設として多治見市養正交流センターを設置することとした。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 養正交流センターの設置に伴う関係例規の整備について

[実施期間] 令和5年9月13日から同年10月16日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

## 議第98号 母親クラブの名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨及び制定内容

児童厚生施設（児童館等）と連携し、児童健全育成のための活動を行うボランティア組織である母親クラブがみらい子育てクラブへと名称変更することに伴い、関係条例の整理を行う。

(1) 多治見市根本交流センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第30号）

(2) 多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）

(3) 多治見市精華交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第23号）

(4) 多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第1号）

(5) 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第5号）

(6) 多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号）

(7) 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第3号）

(8) 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第2号）

2 施行日 公布の日

## 議第99号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨及び制定内容

督促手数料を廃止するため、次の条例について、所要の改正を行う。

(1) 多治見市税条例（昭和25年告示第45号）

- (2) 多治見市延滞金の徴収等に関する条例（昭和40年条例第24号）
- (3) 多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）
- (4) 多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）
- (5) 多治見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第3号）
- (6) 多治見市下水道条例（昭和44年条例第30号）
- (7) 多治見市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和54年条例第20号）

2 施行日 令和6年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

1 市の債権について納期限内に納付がない場合、各条例に基づき発送する督促状について、1通につき100円の督促手数料を徴収することとしているが、督促手数料に係る徴収事務について次の課題が生じている。

(1) 事務量の増加

令和5年度から、納付の利便性向上のために、QRコードを利用した納付書を導入（税に限る。）。全国の金融機関で納付が可能となった反面、納期限が経過した納付書を使用する場合、金融機関から督促手数料等の確認がされないため、督促手数料のみの未収事案が発生する。

ア 納付漏れとなった督促手数料のみの徴収事務が発生する。

イ 督促状発送後（督促手数料発生後）に市民等から問い合わせが多く寄せられ、職員が主債権の管理に集中できない。

(2) コストの増大

ア 督促手数料設定時からの諸費用の高騰

督促手数料額は、資材代、郵送料、システム保守管理料及び職員人件費を積算して設定しているが、近年の資材代、郵送料、システム保守管理料等の価格高騰により、設定当初に比べ徴収事務費用が増大している。

イ 公金収納事務に係る取扱手数料の発生（値上げ）

市の公金事務取扱金融機関の一部から、適正な経費負担を求めるとして、公金収納事務に係る取扱手数料を新たに請求又は値上げしたい旨の要望がある。

2 1の現状により、督促手数料を廃止した方が、費用対効果の観点から、また、事務の効率化により市の債権全体の収納率を向上させる観点から、効果が大きいと見られ、以下の取扱いに改めることとした。

(1) 督促手数料を廃止する。

(2) 廃止時期は、令和6年4月1日からとする。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 督促手数料の見直し（廃止）について

[実施期間] 令和5年9月29日から同年10月30日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

**議第100号 多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）による医療費

の助成に係る受給資格の確認の際、健康保険の資格等の情報の確認にマイナンバーを利用する必要があるため、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) マイナンバーを利用することができる事務（独自利用事務）に、福祉医療費の助成に関する事務を加える（別表第1関係）。
- (2) 同一の機関内において独自利用事務で利用することができる特定個人情報（庁内連携）に、福祉医療費の助成に関する事務で利用する健康保険の資格等の情報を加える（別表第2関係）。

3 施行日

規則で定める日（個人情報保護委員会への届出手続完了時期及びシステム運用開始時期を踏まえて決定）

**議第101号 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨

令和5年人事院勧告における一般職職員の期末手当及び勤勉手当支給割合の引上げに準じ、市議会議員の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

(単位：月分)

区分	改正前	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	2.175	2.175	2.225
12月	2.175	2.275	2.225
合計	4.350	4.450	4.450

3 施行日

令和5年度分 公布の日（令和5年12月1日から適用）

令和6年度以降分 令和6年4月1日

**議第102号 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨

令和5年人事院勧告における一般職職員の期末手当及び勤勉手当支給割合の引上げに準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。

(単位：月分)

区分	改正前	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月	2.175	2.175	2.225

12月	2.175	2.275	2.225
合計	4.350	4.450	4.450

- 3 施行日 令和5年度分 公布の日（令和5年12月1日から適用）  
令和6年度以降分 令和6年4月1日

### 議第103号 多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

#### 1 改正趣旨

令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、次の条例について、所要の改正を行う（給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ）。

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）
- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）
- (3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）

#### 2 主な改正内容

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正（第1条・第2条）

ア 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める（第18条の4及び第18条の7関係）。

一般職職員（特定管理職員を除く。）（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和5年度	令和6年度以降
期 末	6月	1.20	1.20	1.225
	12月	1.20	1.25	1.225
	合計	2.40	2.45	2.45
勤 勉	6月	1.00	1.00	1.025
	12月	1.00	1.05	1.025
	合計	2.00	2.05	2.05

一般職職員（特定管理職員）（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和5年度	令和6年度以降
期 末	6月	1.00	1.00	1.025
	12月	1.00	1.05	1.025
	合計	2.00	2.05	2.05
勤 勉	6月	1.20	1.20	1.225
	12月	1.20	1.25	1.225
	合計	2.40	2.45	2.45

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員を除く。）（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和 5 年度	令和 6 年度以降
期 末	6 月	0.675	0.675	0.6875
	12 月	0.675	0.7	0.6875
	合計	1.35	1.375	1.375
勤 勉	6 月	0.475	0.475	0.4875
	12 月	0.475	0.5	0.4875
	合計	0.95	0.975	0.975

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員）（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和 5 年度	令和 6 年度以降
期 末	6 月	0.575	0.575	0.5875
	12 月	0.575	0.6	0.5875
	合計	1.15	1.175	1.175
勤 勉	6 月	0.575	0.575	0.5875
	12 月	0.575	0.6	0.5875
	合計	1.15	1.175	1.175

イ 一般職給料表を改める（別表第 1 関係）。

(2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第 3 条・第 4 条）

ア 期末手当の支給割合を改める（第 9 条関係）。

（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和 5 年度	令和 6 年度以降
期 末	6 月	2.2	2.2	2.25
	12 月	2.2	2.3	2.25
	合計	4.4	4.5	4.50

イ 特定任期付職員給料表を改める（別表第 1 関係）。

ウ 一般任期付職員給料表を改める（別表第 2 関係）。

(3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正（第 5 条・第 6 条）

ア 期末手当の支給割合を改める（第 6 条関係）。

（単位：月分）

区 分		改正前	改正後	
			令和 5 年度	令和 6 年度以降

期 末	6 月	2. 2	2. 2	2. 25
	12 月	2. 2	2. 3	2. 25
	合計	4. 4	4. 5	4. 50

イ 第1号任期付研究員給料表を改める（別表第1関係）。

ウ 第2号任期付研究員給料表を改める（別表第2関係）。

(4) 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
（附則第4条・附則第5条）

(1)に伴い、給与条例から引用する部分を改める（第20条及び第30条関係）。

### 3 施行日

給料表の改定（2(1)イ、2(2)イ・ウ、2(3)イ・ウ）

公布の日（令和5年4月1日から適用）

期末手当・勤勉手当の改定（2(1)ア、2(2)ア、2(3)ア、2(4)）

令和5年度分 公布の日（令和5年12月1日から適用）

令和6年度以降分 令和6年4月1日

## 議第104号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

### 1 改正趣旨

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）により、認定高度保安実施者は、特定変更工事が完成したときに自ら完成検査を行うことができるものとされた。これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正されたことにより、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく完成検査に係る手数料の規定を改める。

### 2 改正内容

手数料の算定の基準となる貯蔵施設又は特定供給施設から、認定高度保安実施者が高圧ガス保安法に基づき自ら完成検査を行い、基準に適合していると認められた施設を除くこととする（別表98の項関係）。

### 3 施行日

令和5年12月21日（高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第276号）の施行の日）

## 議第105号 多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

### 1 改正趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、出産被保険者に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

### 2 主な改正内容

(1) 保険料の賦課額の算定に関する規定について、次の改正を行う（第11条の

- 3、第15条の6の2及び第15条の7関係)。
- ア 賦課額を減額する場合に関し、引用する条例の規定を追加する。
- イ 国民健康保険事業に要する費用のための収入に関し、引用する法の規定を追加する。
- (2) 地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める(第13条第1項及び第20条第1項関係)。
- (3) 出産被保険者に係る出産予定月の前月(多胎児の場合は3月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額に係る規定を追加する(第20条の4関係)。
- (4) 出産被保険者に関する届出に係る規定を追加する(第25条の4関係)。
- 3 施行日 令和6年1月1日(令和6年1月分の保険料から適用)

## 議第106号 多治見市都市公園条例の一部を改正するについて

- 1 改正趣旨  
星ヶ台スケートボード場を設置するため、その名称及び供用期間、供用時間等について、所要の改正を行う。
- 2 主な改正内容  
スケートボード場を設置するため、次の改正を行う。
  - (1) 定義について、無料公園施設を新たに規定し、指定施設を削る(第2条関係)。  
※「指定施設」を「有料公園施設」に改める(第10条、第18条、第19条、第20条及び第22条関係)。
  - (2) スケートボード場を無料公園施設とする(別表第2関係)。
  - (3) 指定管理者による管理に無料公園施設を加える(第9条関係)。
  - (4) 指定管理者が行う業務に無料公園施設の利用の登録に関するものを加える(第10条関係)。
  - (5) 有料公園施設及び無料公園施設について、利用者からの申請と指定管理者の許可(無料公園施設は、指定管理者の登録)を要するものとする。また、供用期間及び供用時間を規則で定めることとする(第11条、第18条及び第18条の2関係)。
  - (6) (2)に伴い、料金表を別表第3とする(別表第2関係)。
- 3 施行日 令和6年4月1日

### 【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

- 1 スケートボードは東京2020オリンピックに正式種目として採用され、日本人選手の活躍を契機に、スポーツ競技としての認知が高まった。
- 2 スケートボードを安心して行える環境を整備することにより、同競技の振興及びスポーツ交流人口の拡大を図ることを目的として、多治見市星ヶ台スケートボード場(以下「スケートボード場」という。)を設置する。
- 3 スケートボード場の概要は次のとおり。
  - (1) 設置する公園 多治見運動公園第7駐車場の一部区域(約600㎡)
  - (2) 利用料金 無料とする。
  - (3) 供用期間及び供用時間は、規則で定める。

【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見運動公園星ヶ台スケートボード場の新設に伴う例規の整備について

[実施期間] 令和5年9月15日から同年10月16日まで。

[寄せられた意見と市の回答]

(1) 供用時間について

(意見の要旨)

ア 供用時間は、季節によって設定すべき

イ 案にある時間（午前9時から午後6時まで）では、短い（又は長い）

(市の回答)

供用時間（閉鎖時間）は、安全性の観点から、季節によって日没を目安に設定するよう検討します。また、早朝及び夜間の利用は、周辺住宅への騒音が懸念されること、及びスケートボード場には照明設備を設けないことから、利用を制限します。

(2) スケートボード場の機能について

(意見の要旨)

ア セクション（障害物）について

イ 他のスポーツでの利用（BMXやインラインスケートなど）について

(市の回答)

セクションは、コンクリート製のバンク（2箇所）、ボックス（1箇所）及びマニュアルパッド（1箇所）を設置する予定です。

本条例で設置する施設は、スケートボードに限ることとしますが、今後、バスケットボールコートをも有する多目的広場を整備（現在の星ヶ台テニスコート）する予定です。ただし、ご意見いただいたようなBMXやインラインスケートは当該多目的広場では利用できません。

(3) 安全性の確保について

(意見の要旨)

ア ヘルメットの着用について

イ 隣接する駐車場について

(市の回答)

ヘルメットの着用について、小学生以下の利用者は必須とし、中学生以上の利用者は着用を勧奨することとします。

隣接する駐車場での滑走を防ぐために、当分の間、駐車場は砂利のままとします。また、スケートボード場と駐車場の間に高さ1.2メートルのフェンスを設け、自動車と利用者の接触を防ぎます。

**議第107号 多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨及び改正内容

(1) 消防団員の団員定員の適正化を図るため、消防団員の定員を539人から493人に改める。

(2) 年額報酬の計算期間及び月割での支給について明記する。

2 施行日 令和6年4月1日(1(2)は、公布の日)

**【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】**

消防団の団員定数の適正化を検討するために、本市消防団員で構成する「団員定数適正化検討委員会」を令和5年度に3回開催し、委員会で以下の方針を策定した。

(1) 多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例第11号)に定める定員を539人から493人に見直す。

※令和5年11月1日現在 実員数：432人

(2) 多治見市消防団規則(昭和41年規則第20号)に定める分団のうち3分団(南姫分団、笠原第1分団及び笠原第2分団)の定員を見直す(南姫分団：40人→28人、笠原第1分団及び笠原第2分団：45人→28人)。

(3) 本市に配置する各分団の定員に満たない人数は消防団と消防本部が協力連携して団員確保を行う。

**【市民参加手続の有無及び状況(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】**

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

[実施期間] 令和5年9月11日から同年10月11日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

**議第108号 多治見市水道事業給水条例の一部を改正するについて**

1 改正趣旨及び改正内容

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)による水道法(昭和32年法律第177号)の一部改正に伴い、水道整備・管理行政に係る事務の権限について、水質又は衛生に関する事務に関する権限は厚生労働大臣から環境大臣へ、その他の事務に関する権限は厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管された。

このことに伴い、給水装置の工事に係る規定において軽微な変更に関し引用する省令を「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改める(第12条、第35条、第36条及び第37条関係)。

2 施行日 令和6年4月1日

- 議第109号 令和5年度多治見市一般会計補正予算(第5号)
- 議第110号 令和5年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第111号 令和5年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第112号 令和5年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第113号 令和5年度多治見市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第114号 令和5年度多治見市下水道事業会計補正予算(第2号)

令和5年度 会計別 補正 予算表

(単位:千円)

議案番号	会社名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第109号	一般会計	補正第5号	43,243,580	995,317	44,238,897
議第110号	国民健康保険事業特別会計	補正第2号	11,200,370	81,967	11,282,337
議第111号	介護保険事業特別会計	補正第3号	10,648,679	△ 3,986	10,644,693
議第112号	後期高齢者医療特別会計	補正第2号	1,868,835	500	1,869,335
議第113号	水道事業会計	補正第1号	3,486,282	0	3,486,282
議第114号	下水道事業会計	補正第2号	5,987,165	0	5,987,165
予	算 総 括 集	計	78,570,323	1,073,798	79,644,121

※ 水道事業会計及び下水道事業会計は、収入の補正のみ

令和5年度一般会計予算(補正第5号)の主要内容

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	全款	職員人件費等	人事異動(採用・退職を含む)に伴う人件費の減額 ※ 財源:県補助金(公立保育所に係る新型コロナウイルス感染症対策分)	△ 128,902	1,750			△ 130,652
2	全款	職員人件費等	人事院勧告に準じた給料及び期末・勤勉手当等の増額 ※ 給料…級別に0.3%~5.2%の増 ※ 期末・勤勉手当…0.10月分(再任用職員は0.05月分)の増	71,704				71,704
3	総務費	ふるさと寄附金事務費	ふるさと応援寄附金に係る寄附採納額見込み増に伴う報償費等の増額 ※ 寄附採納見込みを当初の2億円から6億円に上方修正	213,759		160,000		53,759
4	総務費	ふるさと応援基金積立金	ふるさと応援寄附金に係る寄附採納額見込み増に伴う積立金の増額	240,000		240,000		
5	総務費	庁舎建設基金積立金	寄附採納による積立金の増額	500		500		
6	総務費	普通財産保全改良事業費	上野町1丁目地内市有地の有効活用に係る駐車場整備に伴う工事請負費の増額	4,000				4,000
7	総務費	駅北庁舎管理費	① 燃料費等価格高騰による電気料見込み増に伴う需用費の増額 4,307千円 ② 駅北立体駐車場に係る来庁者使用料の見込み増に伴う使用料の増額 2,538千円	6,845				6,845
8	総務費	定住化促進関係費	県外からの移住者に対する補助金に係る申請件数見込み増に伴う補助金の増額 ※ 財源:県補助金1/2	5,000	2,500			2,500

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
9	総務費	自治組織特定事業等交付金	第20区に対する高田公民館駐車場整備等に係る交付金の増額 ※ 財源: 共栄地区運営基金繰入金	5,043			5,043	
10	総務費	文化会館管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	4,288	4,288			
11	総務費	市民の里管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	966	966			
12	総務費	地域公共交通対策関係費	エネルギー価格高騰の影響を受ける路線バス事業者に対する支援に係る軽油単価の上昇による令和5年7月～12月分補助額上乗せに伴う補助金の増額 ※ 対象: 市内完結4路線 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	770	770			
13	総務費	自主運行バス事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける自主運行バス事業者に対する支援に係る軽油単価の上昇による令和5年7月～12月分補助額上乗せに伴う補助金の増額 ※ 対象: ききょうバス4ルート ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	278	278			
14	総務費	地域内交通運行支援事業費	エネルギー価格高騰の影響を受ける地域内交通事業者に対する支援に係る軽油単価の上昇による令和5年7月～12月分補助額上乗せに伴う補助金の増額 ※ 対象: 古虎溪よぶくるバス、小泉根本よぶくるバス、市之倉トライアングルバス ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	273	273			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
15	総務費	戸籍住民基本台帳関係事務費	マイナンバーカードへの氏名のよみがな・ローマ字表記に係るシステム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源: 国庫補助金	9,900	9,523			377
16	民生費	国民健康保険事業会計特別繰出金	福祉医療施策による医療費増加分に係る国庫負担金減額分相当に対する繰出額確定に伴う特別会計への繰出金の増額	577				577
17	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(人件費分)	職員人件費増額に係る国民健康保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金の増額	9,107				9,107
18	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(財政安定化支援事業分)	国民健康保険財政安定化支援事業に係る繰出額確定に伴う特別会計への繰出金の減額	△ 128				△ 128
19	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(産前産後保険料分)	産前産後期間の均等割及び所得割減額に伴う特別会計への繰出金の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	1,600	1,200			400
20	民生費	障害福祉総合システム拡張事業費	障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源: 国庫補助金1/2	770	385			385
21	民生費	老人福祉センター運営費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	3,799	3,799			
22	民生費	介護保険事業会計人件費繰出金	職員人件費減額に係る介護保険事業特別会計補正予算に伴う繰出金の減額	△ 3,986				△ 3,986
23	民生費	福祉医療費助成事務費	福祉医療費助成に係る審査件数見込み増に伴う役務費の増額 ※ 財源: 県補助金	3,014	868			2,146

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				一般財源
					国県支出金	地方債	その他	訳	
24	民生費	乳幼児医療給付事業費(県単)	乳幼児医療(県単)に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 県補助金1/2	21,000	10,500				10,500
25	民生費	子ども医療給付事業費(市単)	子ども医療(市単)に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額	4,000					4,000
26	民生費	総合福祉センター管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	4,588	4,588				
27	民生費	かさほら福祉センター管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	2,124	2,124				
28	民生費	補装具給付費	補装具に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	4,187	3,139				1,048
29	民生費	日常生活用具給付等事業費	日常生活用具に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	2,794	2,095				699
30	民生費	心身障害児通園事業費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	231	231				
31	民生費	地域子育て支援ネットワークづくり事業費	子どもイベント「たじみこどもフェスタ」に係る出演者への謝礼に伴う報償費等の増額	1,000					1,000

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
32	民生費	障害児通所支援事業費	障害児通所支援事業に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	50,100	37,575				12,525
33	民生費	親教育プログラム講座開催事業費	寄附採納による財源更正				716		△ 716
34	民生費	子どもの貧困対策推進費	寄附採納による財源更正				100		△ 100
35	民生費	児童発達支援センター統合整備事業費	寄附採納による児童発達支援センター「わかば」に係る備品購入費等の増額	4,146			3,000		1,146
36	民生費	保育所管理費	① 食材価格高騰に対する給食の質の維持に要する不足分(15円/1食)に係る需用費の増額 2,596千円 ※ 期間: 令和5年10月～令和6年3月 ※ 食数: 1,183人分 ② 燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 2,363千円 ③ 食材価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 480千円 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	5,439	4,855				584
37	民生費	保育所備品購入費	寄附採納による備品購入費の増額	3,000			3,000		

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
38	民生費	私立保育所経営改善等助成費	市内私立保育所等に係る新型コロナウイルス感染症対策のための物品購入経費への補助等に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金	5,166	3,128			2,038
39	民生費	母子家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母の就業支援に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫補助金3/4	661	495			166
40	民生費	児童館管理運営費	① 笠原児童館の笠原交流センターへの備品等移転に伴う委託料の増額 300千円 ② 燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 1,108千円 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	1,408	1,108			300
41	民生費	生活保護扶助費	生活保護に係る医療扶助費及び介護扶助費の見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫負担金3/4	24,473	18,354			6,119
42	衛生費	未熟児養育医療給付費	未熟児養育医療に係る給付額見込み増に伴う扶助費の増額 ※ 財源: 国庫負担金1/2、県負担金1/4	1,500	1,125			375
43	衛生費	墓地埋葬法葬祭関係費	身寄りのない死亡者等に係る葬祭件数見込み増に伴う委託料等の増額	495				495
44	衛生費	火葬場管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	5,805	5,805			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
45	衛生費	水道事業会計補助金	燃料費等価格高騰による水道事業会計への補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	1,224	1,224				
46	商工費	文化工房運営事業関係費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	338	338				
47	商工費	中心市街地活性化事業費	中心市街地活性化基本計画に係る事業の前倒し実施に伴う補助金の増額	2,000					2,000
48	商工費	陶産地地場産業販路拡張対策費	セラミックパレー協議会の美濃焼解剖本作成事業に対する寄附採納に伴う負担金の増額	5,000			5,000		
49	商工費	美濃焼ミュージアム管理運営事業費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	984	984				
50	商工費	多治見駅北広場管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	46	46				
51	商工費	観光宣伝事業費	インバウンド推進プロジェクトに係る外国人観光客受入体制整備及びバナー・クアテイング強化に伴う委託料等の増額	1,280					1,280
52	商工費	モザイクタイムミュージアム管理運営費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	2,244	2,244				

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
53	商工費	ロケットリズム推進事業費	「やくならマガカップも」を活用したグルメスタンプラリー実施に伴う委託料の増額	2,800					2,800
54	商工費	産業文化センター管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	5,607	5,607				
55	商工費	産業文化センター施設整備費	非常用発電機補修工事に係る石綿撤去の追加に伴う工事請負費の増額	3,058					3,058
56	土木費	道路改良事業費(単独)	市内一円における道路改良工事に係る起債に伴う財源更正 ※ 財源: 地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))			86,100			△ 86,100
57	土木費	土岐川観察館管理運営費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	461	461				
58	土木費	下水道事業会計補助金	燃料費等価格高騰による下水道事業会計への補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	45,549	34,385				11,164
59	消防費	消防本部運営費	燃料費等価格高騰による電気料見込み増に伴う需用費の増額	900					900
60	消防費	北署庁舎管理費	燃料費等価格高騰による電気料見込み増に伴う需用費の増額	100					100

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
61	消防費	個別避難計画関係費	避難行動要支援者に係る個別避難計画前倒し作成に伴う委託料の増額	1,911					1,911
62	教育費	教育振興基金積立金	寄附採納による積立金の増額	1,500			1,500		
63	教育費	小学校管理費	① 燃料費等価格高騰による電気料見込み増に伴う需用費の増額 9,874千円 ② 滝呂小学校調理室に係る自動ドア修繕に伴う需用費の増額 581千円	10,455					10,455
64	教育費	小学校管理備品購入費	令和6年度学級数増に伴う備品購入費の増額	3,779					3,779
65	教育費	小学校施設改良事業費	共栄及び根本小学校に係るグラウンド排水機能改善工事等に伴う工事請負費の増額	4,371					4,371
66	教育費	笠原小中一貫教育校建設事業費	笠原小学校仮設校舎に係る外構整備工事等に伴う工事請負費の増額	4,788					4,788
67	教育費	中学校管理費	燃料費等価格高騰による電気料見込み増に伴う需用費の増額	7,081					7,081
68	教育費	中学校管理備品購入費	令和6年度学級数増に伴う備品購入費の増額	1,213					1,213

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
69	教育費	中学校施設改良事業費	① 陶都中学校に係るグラウンド排水機能改善工事に伴う工事請負費の増額 1,361千円 ② 平和中学校校舎棟及び屋内運動場に係る屋根防水改修工事に伴う工事請負費の増額 49,545千円 ※ 財源：地方債(学校教育施設等整備事業債(充当率75%、交付税措置率50%)) ※ 継続費の追加もあり	50,906		37,100		13,806
70	教育費	中学校耐震補強事業費	平和中学校校舎棟及び屋内運動場に係る非構造部材耐震補強工事に伴う工事請負費の増額 ※ 財源：国庫補助金1/3、地方債(学校教育施設等整備事業債(充当率90%、交付税措置率60%)) ※ 継続費の追加もあり	189,260	61,194	110,100		17,966
71	教育費	公民館管理運営費	① 養正交流センター整備に係る養正公民館休館中の他施設代替利用に伴う使用料の増額 500千円 ② 燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 13,366千円 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	13,866	13,366			500
72	教育費	笠原中央公民館管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源：国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	1,669	1,669			
73	教育費	笠原中央公民館施設整備費	笠原交流センターの児童館木育玩具に係る県補助金交付決定に伴う財源更正 ※ 財源：県補助金 ※ 継続費の財源変更もあり(総額及び年割額は変更なし)		100			△ 100

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
74	教育費	学習館管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	15,551	15,551				
75	教育費	図書館管理運営費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	131	131				
76	教育費	全国大会出場関係費	スポーツ全国大会に出場する児童・生徒の交通費補助に係る申請件数見込み増に伴う補助金の増額	680					680
77	教育費	競技スポーツ普及活動費	スポーツ振興事業企画運営業務委託に係る県補助金交付決定に伴う財源更正 ※ 財源: 県補助金(「清流の国さぶ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金)		2,450				△ 2,450
78	教育費	体育施設管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	2,185	2,185				
79	教育費	体育施設整備費	① 星ヶ台競技場会議室に係る空調機更新に伴う工事請負費の増額 4,768千円 ② 寄附採納による星ヶ台スケートボード場に係る貸出器具購入に伴う備品購入費の増額 1,000千円	5,768			1,000		4,768
80	教育費	体育館管理費	燃料費等価格高騰による指定管理者支援に伴う補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	2,845	2,845				

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内 訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
81	教育費	学校給食管理運営費	食材価格高騰に対する給食の質の維持に要する不足分(15円/1食)に係る幼稚園及び小・中学校給食会計への負担金の増額 ※ 期間:令和5年10月～令和6年3月 ※ 食数:8,692人分 ※ 給食費単価:幼稚園250円、小学校280円、中学校320円 ※ 財源:国庫補助金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	14,473	11,232			3,241	
82	教育費	学校給食調査研究費	市内小学校3年生の食育センター施設見学に係る県補助金交付決定に伴う財源更正 ※ 財源:県補助金(「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク連携促進補助金)		550			△ 550	
合 計 (補正額総額)				995,317	278,284	233,300	419,859	63,874	

令和5年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第5号)

内 容		金額
1	市 税	
2	地方譲与税 自動車重量譲与税 地方揮発油譲与税	
3	利子割交付金	
4	配当割交付金	
5	株式等譲渡所得割交付金	
6	法人事業税交付金	
7	地方消費税交付金	
8	ゴルフ場利用税交付金	
9	環境性能割交付金	
10	国有程施設等所在市町村助成交付金	
11	地方特例交付金	
12	地方交付税 普通交付税 特別交付税	
13	交通安全対策特別交付金	
20	繰入 財政調整基金繰入金 (うち可処分) (うち災害留保分)	
21	繰越金	63,874
22	諸収入 市預金 子債	
23	市債 臨時財政対策債	
	その他の一般財源 企業版ふるさと応援寄附金	
	合 計	63,874

令和5年度一般会計予算(補正第5号)の主要内容

(単位:千円)

項目	番号	事業名	総額	年度	年割	金額	財源			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の追加	1	平和中学校屋根防水改修工事	123,862	5		49,545		37,100		12,445
				6		74,317		55,700		18,617
				計		123,862		92,800		31,062
	2	平和中学校非構造部材耐震補強工事	473,150	5		189,260	61,194	110,100		17,966
				6		283,890	91,791	165,200		26,899
				計		473,150	152,985	275,300		44,865

項目	番号	事業名	総額	年度	年割	金額	財源			
							国県支出金	地方債	その他	一般財源
(参考)の継続費変更財源		変更前	1,114,316	3		30,026		18,700		11,326
				4		390,796		232,500	100,000	58,296
				5		693,494		379,300	100,000	214,194
	1	笠原中央公民館改修整備事業 ※ 令和5年度の財源変更	1,114,316	計		1,114,316		630,500	200,000	283,816
				3		30,026		18,700		11,326
				4		390,796		232,500	100,000	58,296
	変更後	1,114,316	5		693,494	100	379,300	100,000	214,094	
			計		1,114,316	100	630,500	200,000	283,716	

項目	番号	事業名	金額	財源				内訳
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
繰越明許費の追加	1	戸籍住民基本台帳関係事務費 (戸籍情報システムよみかみな対応改修業務委託)	3,212	3,212				
	2	保健保安林整備費 (かさばら潮見の森芝生広場トイレ更新工事)	43,519		39,100		4,419	
	3	中央自動車道跨道橋撤去事業費 (詳細設計等負担金)	50,000				50,000	
	4	中学校施設改良事業費 (陶都中学校給食用昇降設備更新工事)	54,703		41,000		13,703	
	5	文化財保護センター施設整備費 (文化財保護センター倉庫設置工事)	31,037				31,037	

(単位:千円)

(繰越明許費)

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事	項	期	限	度	額	財			源	内	記
								国県支出金	地方債	その他			
債務負担行為の 追加	1	「楽天ふるさと納税」に係るポータルサイト及び 決済サービス等利用手数料		令和6年度	オプション機能利用料並びにポータル サイトシステム及び決済サービス 等利用手数料として寄附額に料率 を乗じた額					寄附額の10 分の4		限度額から 特定財源を 控除した額	
	2	ふるさと納税ワンストップ特例通知書作成支援 システム利用手数料		令和6年度	システム保守料並びに新規登録及 び公的個人認証サービス等につい て対象者数又は利用件数に料率を 乗じた額					寄附額の10 分の4		限度額から 特定財源を 控除した額	
	3	「さとふる」に係るふるさと納税推進業務委託		令和6年度	ポータルサイトシステムの利用等及 び問合せ対応の委託料として寄附 額に料率を乗じた額、返礼品代並び に返礼品運搬料を合算した額					寄附額の10 分の4		限度額から 特定財源を 控除した額	
	4	旧勤労青少年ホーム建物解体工事		令和6年度	62,654								62,654
	5	児童発達支援センター障害支援請求システム 使用料		令和6年度	821								821
	6	保育所衛生害虫駆除業務委託		令和6年度から 令和10年度まで	3,498								3,498
	7	第4次環境基本計画策定支援業務委託		令和6年度	9,989								9,989
	8	地域活性化観光イベント委託		令和6年度	9,000								9,000
	9	幼稚園衛生害虫駆除業務委託		令和6年度から 令和10年度まで	1,947								1,947
	10	養正公民館機能統合改修工事		令和6年度	560,000						503,900		56,100

項目	番号	事 項		期 間	限 度 額	財 源				内 訳
		補正前	補正後			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
債務負担行為の変更	1	補正前	本会議会議録調製委託	令和6年度	本会議の時間数に14,100円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に7円を乗じ消費税相当額を加算した額					限度額に同じ
		補正後		令和6年度	本会議の時間数に14,400円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に7円を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ	
	2	補正前	議会だより発行業務委託	令和6年度	議会だより(年4回発行)1部あたり単価12円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月臨時会発行)1部あたり単価4円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会だより(対話集会概要版発行)1部あたり4円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額					限度額に同じ
		補正後		令和6年度	議会だより(8月号、2月号)1部あたり単価15.7円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月号、11月号)1部あたり単価19.7円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月臨時会発行)1部あたり単価4.6円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会だより(対話集会概要版発行)1部あたり単価4.6円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ	
	3	補正前	広報たじみデザイン編集業務委託	令和6年度	広報紙デザイン1ページあたり単価9,900円にページ数及び発行回数を乗じた額					限度額に同じ
		補正後		令和6年度	広報紙デザイン1ページあたり単価12,100円にページ数及び発行回数を乗じた額				限度額に同じ	

特別会計の主な事業内容

議第110号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
国民健康保険特別補正(第2号)	1	職員人件費	人事異動等に伴う人件費の増額	9,107			9,107	
	2	保険料賦課徴収事務費	法改正によるシステム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源:県負担金	2,860	2,860			
	3	一般被保険者高額療養費	国民健康保険料被保険者高額療養費の見込み増に伴う負担金の増額 ※ 財源:県負担金	70,000	70,000			
	4	出産育児一時金	出産育児一時金に係る国庫補助金の増額交付に伴う財源更正		161		△ 161	
	5	一般被保険者医療給付費分	福祉医療に係る県補助金及び一般会計繰入額の確定等に伴う財源更正		577		保険料△2,626 繰入金+2,049	
合計				81,967	73,598		8,369	

議第111号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
介護保険特別補正(第3号)	1	職員人件費等	人事異動等に伴う人件費の減額	△ 3,986			△ 3,986	
合計				△ 3,986			△ 3,986	

議第112号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
後期高齢者医療特別補正(第2号)	1	保険料還付金	被保険者数の増による還付額見込み増に伴う過年度還付金の増額 ※ 財源:諸収入(広域連合からの過年度還付金償還金)	500			500	
合計				500			500	

企業会計の主な事業内容

議第113号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	収入補正額
水道事業会計 (補正第1号)	1	営業外収益 (他会計補助金)	燃料費等価格高騰に伴う一般会計からの補助金収入の増額	1,224
合 計				1,224

議第114号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	収入補正額
下水道事業会計 (補正第2号)	1	営業外収益 (他会計補助金)	燃料費等価格高騰に伴う一般会計からの補助金収入の増額	45,549
合 計				45,549

【参考】新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

会計	補正	補正額 (総額)	うち新型コロナウイルス等 対策分(歳出補正額)	新型コロナウイルス等対策分の財源									
				主な事業内容	国庫 支出金	(うち、地方創生 臨時交付金)	県 支出金	地方債	その他 (ふるさと応援基金 繰入金等)	財政調整 基金	(うち可処分)	一般財源	
当初	一般	—	14,748	感染症対策消耗品購入 小中学校修学旅行キャンセル料補助 等	766		766			1,333	11,883		
4月25日専決	一般	120,553	120,553	子育て世帯生活支援特別給付金	120,553								
6月補正	一般	9,982	0										
6月補正	一般	2,306,686	675,452	住民福祉課税世帯支援給付金 幼児小中給食費物価上昇分負担 福祉事業所・医療機関等支援 等	463,067	(384,847)	133				8,634		203,618
9月補正	一般	627,359	0										
12月補正	一般	995,317	158,604	燃料費等高騰対策指定管理者支援金 幼児小中給食費物価上昇分負担 等	121,353	(121,353)							37,251
合計		4,059,897	969,357		705,739	(506,200)	899			1,333	20,517		240,869

↓

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付限度額

令和5年度 交付決定分	506,200
令和5年度 追加交付決定分	538
	506,738

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(国:令和4年度予備費(本省繰越))  
うち低所得世帯支援枠分220,584千円、推奨事業メニュー分285,616千円  
通常分(国:令和4年度補正予算)

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	經常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第5号)	5.9	74.0	25.1	89.5	△ 2,690,000
財政判断指数 (補正第4号)	5.8	73.9	25.1	89.5	△ 2,770,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.1	74.0	20.9	89.6	△ 960,000
財政判断指数 (補正第2号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (補正第1号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (当初予算)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

## 議第115号 工事請負契約の締結について

- 1 契約の目的 星ヶ台運動公園整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 948,200,000円
- 4 契約の相手方 大日本・井戸・新興特定建設工事共同企業体  
代表構成員 多治見市太平町5-23-1プリミエール多治見2A号室  
大日本土木株式会社東濃営業所  
所長 柴田 崇広  
構成員 多治見市昭和町32-4  
井戸建設株式会社  
代表取締役 井戸 徳明  
構成員 多治見市陶元町61  
新興建設株式会社  
代表取締役 田中 勝也

### 【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 3者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 99.66%
- ・ 入札日 令和5年11月1日

事業概要：

- 1 星ヶ台運動公園において、テニスコート、管理棟、多目的広場及び運動広場の各施設を整備するための土木工事及び建築工事を行う。
- 2 テニスコート（8面）、管理棟及び多目的広場の新規整備をし、運動広場の土壌改良及びトイレ棟を新設する。
- 3 履行期間  
契約日～令和7年6月30日 仮契約日 令和5年11月13日

## 議第116号 工事請負契約の変更について

令和4年12月19日議第119号をもって議決を経た笠原中央公民館大規模改修工事建築工事に係る株式会社飯田建設との工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

- 変更点 1 契約金額 〔変更後〕 一金 538,430,200円  
〔変更前〕 一金 509,300,000円
- 2 変更理由
    - (1) 解体工事の騒音・振動低減のために、工法を変更するため。
    - (2) 火災時の煙の排出方法を機械排煙方式から自然排煙方式に変更するため。
    - (3) アザレアホール解体後の新設屋根・庇の形状変更や内装仕上材の見直し等を行うため。

### **議第117号 工事請負契約の変更について**

令和4年12月19日議第121号をもって議決を経た笠原中央公民館大規模改修工事機械設備工事に係るイナガキ・東濃設備特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

変更点 1 契約金額 〔変更後〕 一金 252,714,000円  
〔変更前〕 一金 231,000,000円

2 変更理由

- (1) 空調ダクト等の接合部に含まれていたアスベストを撤去・処分するため。
- (2) 中央公民館と体育館の汚水処理方法を見直し、現在のポンプ圧排水から自然放流方式に変更するため。
- (3) 空調設備の仕様を見直したため。

### **議第118号 第8次多治見市総合計画基本構想及び基本計画を定めるについて**

多治見市市政基本条例第20条第1項及び第4項の規定により、第8次多治見市総合計画基本構想及び基本計画を策定する。

## 議第119号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市坂上児童館
- 2 指定管理者の名称等 東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル  
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団  
代表理事 田嶋 羊子
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

### 選定結果

候補団体	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
現在の指定管理者	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
評価		
評価項目	配点	得点
1. 提案書全般	30	25.5
2. 提案内容	45	38.4
3. 収支計画	10	9.1
4. 組織	5	4.3
5. 関係機関との連携	10	8.7
評価合計点	100	86.0
	最低基準点 60点	
非公募理由	<p>次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第7号に該当）。</p> <p>（1）施設の複合化に伴う養正公民館との機能統合について、令和5年度設計、令和6年度工事、令和7年4月供用開始予定であり、令和5年度に引き続き令和6年度も指定を継続することが適当である。</p> <p>（2）次期の指定期間が1年間となるため、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる。また、これまでの児童館の管理運営のノウハウや地域との連携体制を生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。</p>	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	10,750千円	10,899千円

## 議第120号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

- 1 施設の名称 多治見市火葬場
- 2 指定管理者の名称等 福岡県福岡市博多区東公園6番21号  
太陽築炉工業株式会社

代表取締役社長 江口 正司

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

選定結果

候補団体	太陽築炉工業株式会社	
現在の指定管理者	太陽築炉工業株式会社	
評価		
評価項目	配点	得点
1. サービスの確保と向上体制	20	18
2. 施設管理・維持の体制	35	33
3. 組織・運営体制	25	21
4. 経営基盤	10	8
5. 収支計画	10	9
評価合計点	100	89
	最低基準点 60点	
非公募理由	<p>次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第5号に該当）。</p> <p>（1）現在の指定管理者の管理状況が極めて良好である。  R 2年度評価 85点 極めて良好  R 3年度評価 86点 極めて良好  R 4年度評価 86点 極めて良好</p> <p>（2）引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことができ、サービスの向上に寄与すると認めるため。</p> <p>（3）非公募による選定は、1回目である。</p>	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	465,233千円	466,335千円

### 議第121号 指定管理者の指定について

次の施設について、指定管理者の指定を行うものとする。

1 施設の名称 多治見市養正公民館

2 指定管理者の名称等 多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

選定結果

候補団体	公益財団法人多治見市文化振興事業団
現在の指定管理者	公益財団法人多治見市文化振興事業団
評価	

評価項目	配点	得点
1. 施設運営の基本的な考え方	40	37.6
2. 組織・運営体制	10	9.6
3. 経営能力	5	5.0
4. 収支計画	10	9.5
5. 事業の提案	35	32.5
評価合計点	100	94.2
	最低基準点 60点	
非公募理由	<p>次の理由により非公募とした（多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）第2条第3項第7号に該当）。</p> <p>（1） 令和6年度に施設の複合化に伴う坂上児童館との機能統合及び長寿命化の改修工事を実施し、令和7年4月供用開始予定であり、令和5年度に引き続き令和6年度も指定を継続することが適当である。</p> <p>（2） 次期の指定期間が1年間となるため、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設管理の継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる。また、これまでの公民館の管理運営のノウハウを生かし、サービスの向上に寄与すると認められる。</p>	
指定管理料	提案額（税込）（千円未満切上）	債務負担額
	15,630千円	20,774千円